

# 学校における働き方改革取組方針

(平成31年度～平成33年度)

平成31年4月  
竹原市教育委員会

## はじめに

近年、グローバル化の進展があらゆる地域の経済や生活に影響を及ぼす一方で、少子化の影響により地域の発展を支える人材の数が減少するなど、子供たちを取り巻く環境は大きく変化しています。学校には、これまで以上に子供たちに対するきめ細やかな対応が求められ、教職員の業務は多様化し、拡大しています。

このため、竹原市教育委員会においては、教職員のモチベーションの向上や子供と向き合う時間の確保ができるよう、業務改善に取り組んでまいりました。

こうした取組により、一定の成果は見られているものの、教職員の長時間勤務の抜本的な解消には至っておりません。

国を挙げて働き方改革に向けた動きが加速している中で、教育委員会として、学校における働き方改革を推進するため、この度、総合的な取組方針を策定することとしました。

保護者や地域の方々の御理解をいただきながら、本取組方針に基づき、教育委員会や学校等の関係者が足並みをそろえ、着実に取組を進めてまいります。

竹原市教育委員会教育長 高田 英弘

## < 目次 >

I	策定に当たって	1
II	現状と課題	1
	1	これまでの取組
	2	現状と課題
III	目指す姿・竹原市教育委員会及び竹原市立学校の役割	2
	1	目指す姿
	2	竹原市教育委員会及び竹原市立学校の役割
IV	期間・目標	3
	1	期間
	2	目標・成果指標
V	取組の柱	3
VI	取組内容	4
	1	学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
	2	部活動指導に係る教員の負担軽減
	3	学校における組織マネジメントの確立
	4	教職員の働き方に対する意識の醸成
VII	フォローアップ	7

【注】平成31年5月以降の元号については、便宜上「平成」と表記しているが、改元後「令和」に読み替えるものとする。

## I 策定の趣旨

教員は、授業以外にも成績処理などの教務事務、印刷や諸費会計などの事務的な業務、部活動の指導等に多くの時間を割いている実態がある。また、いじめなどの生徒指導上の課題の複雑化・多様化や、地域や保護者等からの要望への対応など、教員に求められる役割が拡大しており、こうした状況が教員の長時間勤務の要因となっていると考えられる。

こうした実態の改善に向け、平成31年1月、中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が出され、国、教育委員会、学校が取り組むべき具体的な方策が示された。また、文部科学省において、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定され、同月通知された。

これらの中で、教育委員会は、所管する学校に対する時間外勤務の削減に向けた業務改善方針・計画を策定することが必要であるとされていることから、竹原市教育委員会として、本取組方針を策定し、教職員が働きやすい環境を整備するとともに、管理職を中心とした組織的な学校体制を構築し、教職員一人一人の働き方に対する意識を醸成して、竹原市立学校における働き方改革を推進する。

## II 現状と課題

### 1 これまでの取組

平成28年度	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 指導要録の一部電子化(様式1)</li><li>○ メールの件名の統一</li><li>○ 読書活動推進員の配置</li><li>○ 定時退校日の実施</li></ul>
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 部活動休養日(平日1日及び土日のいずれか1日)の実施</li><li>○ 夏季一斉閉庁の実施(いわゆるお盆前後の3日間)</li></ul>
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 勤務時間管理システムの導入</li></ul>

## 2 現状と課題

(1) 児童生徒と向き合う時間が確保できていると感じる教員の割合

(平成29年度教務事務支援員配置校におけるアンケート調査)

	5月	10月	2月
平成28年度	69.8%	52.4%	64.7%
平成29年度	63.8%	76.1%	69.8%

(2) 勤務時間外の在校時間が月60時間を超える教職員の人数

平成30年3月	平成30年7月	平成31年1月
24人	12人	18人

## Ⅲ 目指す姿・竹原市教育委員会及び竹原市立学校の役割

### 1 目指す姿

本方針に基づいた取組を進めることにより、「主体的・対話的で深い学び」を実現する学校体制を構築し、授業づくりの時間を確保することで教育の質の向上を図る。

また、教職員全体の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

### 2 竹原市教育委員会及び竹原市立学校の役割

#### (1) 竹原市教育委員会

本方針を基に、市立学校における教職員の働き方改革に向けた取組を検討及び実施するとともに、市長部局や関係機関等との連携を図る。

#### (2) 竹原市立学校

校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、本方針に基づき、教職員の共通理解を図った上で、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

## IV 期間・目標

### 1 期間

平成31年度～平成33年度

### 2 目標・成果指標

#### (1) 子供と向き合う時間の確保

子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合が、平成33年度末には80%以上となることを目指す。

#### (2) 長時間勤務の縮減

時間外勤務時間が月45時間を超える教職員が、平成33年度末には0人となることを目指す。

## V 取組の柱

上記の目標を達成するため、次の4つの視点を柱として取組を推進

- 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- 部活動指導に係る教員の負担軽減
- 学校における組織マネジメントの確立
- 教職員の働き方に対する意識の醸成

## VI 取組内容

### 1 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

#### (1) 市費による教職員の配置

学校実態に応じた様々な業務を担うことで、教職員の負担を軽減し、学校の円滑な

運営を支援する。（読書活動推進員，生徒指導支援員等）

## （２）校務支援システム等ＩＣＴの活用促進

成績処理システムや通知表作成システムを導入し，効率的な運用を図る。また，ＩＣＴ機器を活用した業務の効率化について，検討を進める。

## （３）各種計画，事業，調査・照会等の見直し

ア 学校が作成する各種計画や竹原市教育委員会が実施する各種事業，調査・照会等を見直し，精選や簡素化を図る。

イ 新たな業務を付加する場合には，過度な負担とならないよう配慮する。

## （４）研修等の見直し

教員の負担軽減の視点も踏まえた効果的な研修の在り方や実施時期などの見直しを進めるとともに，報告書等の簡素化を図る。

## （５）教材・指導案

学校において教材・指導案等の共有化を進めるとともに，広島県教育委員会の行う教材・指導案等の共有の仕組みの活用を促進する。

## （６）支援が必要な子供・家庭への対応

子供を取り巻く様々な課題等に対応するため，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置を検討するとともに，専門機関との連携を充実させる。

## （７）学校・教員が担う業務の整理，家庭・地域との連携の推進

ア 学校や教員が担う業務について，役割分担や外部委託等，業務の在り方の検討を進める。

イ 部活動や勤務時間外の電話対応などに係る教員の負担軽減など，保護者の理解を得た上で取組を推進する。

ウ コミュニティ・スクールなど，学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し，組織的・継続的な連携を可能とする「地域とともにある学校づくり」を進める。

## 2 部活動指導に係る教員の負担軽減

### (1) 「運動部活動の方針」を踏まえた学校における活動方針の策定・徹底

ア 竹原市教育委員会が策定した方針を踏まえ、各学校において、運動部活動の方針を策定するとともに、方針に基づいた部活動休養日や活動時間の徹底を図る。

イ 文化部については、国のガイドラインを踏まえて方針を策定することとし、当面は、運動部活動の方針を準用して取り組む。

### (2) 外部人材を活用した取組

部活動の指導，引率等を行う部活動指導員の活用など運営体制の充実に向けた検討を進める。

### (3) 外部団体等との連携

大会等の統廃合や大会運営の見直し等を関係機関・関係団体に働きかける。

## 3 学校における組織マネジメントの確立

### (1) 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進

ア 学校経営計画に業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定し、管理職はその目標・方針に沿って学校経営を行う。また、学校関係者評価を実施し、外部の視点を踏まえた取組の改善・充実を図る。

イ 校内の推進体制を整備した上で、P D C Aサイクルに基づく業務改善・業務削減の取組を全校で進める。

ウ 教職員一人一人の業務改善の意識を高めるために、人事評価制度において、各教職員が実施した担当業務の適正化の取組を積極的に評価するなど、評価の活用を推進する。

エ 学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を徹底する。



## (2) マネジメント研修の充実

管理職及び主任等に対する研修等において、教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等マネジメントに関する内容を取り入れ、マネジメントスキルの向上を図る。

## (3) 教頭及び事務長等への専決事項の拡大

学校における意思決定の迅速化、事務の効率化のため、教頭、事務長等の専決事項の拡大等を検討する。

## (4) 連絡会議の開催

学校における働き方改革の推進に向け、各学校の業務改善推進担当者等を集めた連絡会議を開催し、実践事例等に係る情報共有、改善策に係る協議等を実施する。

# 4 教職員の働き方に対する意識の醸成

## (1) 学校における勤務時間管理の徹底

ア 教職員の健康管理や長時間勤務の縮減に向け、平成30年4月から運用開始した出退勤管理システムにより、教職員の勤務時間を把握し、適正な勤務時間管理を行う。

イ 管理職は、把握した勤務時間を踏まえて、教職員と面談を行い、必要に応じて保健管理医との面談を勧めるなど教職員の健康管理に努める。また、ストレスチェック制度等を活用し、教職員のセルフケアなどの取組を促すとともに、職場のストレス要因の軽減を図る。

ウ 各学校で教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安を設定することや、教職員が自ら退校予定時刻を毎日設定することなどを通じて、長時間勤務の改善に向けた時間管理の意識改革に取り組む。

## (2) 学校における定時退校日の推進

1週間のうち平日1日は、部活動休養日と併せた定時退校日を設定し、教職員のワーク・ライフ・バランスを推進する。

### (3) 一斉閉庁期間の設定

ア 8月のいわゆるお盆前後の3日間を夏季一斉閉庁日とする。

イ 一斉閉庁の期間の延長や夏季以外の長期休業期間中における閉庁期間の設定について検討する。

### (4) 教職員全体に対する働き方改革に関する研修の実施

管理職のみならず学校の教職員全体に対しても、勤務時間を意識した働き方を浸透させるために、研修において働き方に関する内容の充実を検討する。

## VII フォローアップ

取組の着実な実行を図るため、勤務実態の調査や毎年度の取組の検証を行うとともに、学校の状況や国の動向等を踏まえ、随時方針の見直しを行う。